

**Yukihiro Takemura**

---

差出人: "Akihiro Nishio" <yookemaho@gmail.com>  
日時: 2019年8月20日 15:28  
宛先: "竹村 幸宏" <y-takemura@takemura.co.jp>  
件名: 問い合わせ

地方自治体のいわゆる「歩切」禁止についての照会です。現在居住している人口1万人程度の町当局者の説明が納得できません。比較的大きな建築工事などの実施設計を業者に外注しています。業者が見積もった金額をそのまま「落札予定価格」にしている事が最近発覚しました。当局者の説明は「設計業者の積算金額を妥当か否か判断する能力を町は持っていない。しかし設計委託にあたり協定を結んでおり、信頼しているので問題は無い。だから歩切は行っていない」との回答です。この様な状況は「市場の実勢等を的確に反映した積算を行う事により算定した」事になるのでしょうか？ご教示ください。

## Yukihiro Takemura

---

差出人: "Akihiro Nishio" <yoakemaho@gmail.com>  
日時: 2019年8月28日 15:03  
宛先: "竹村 幸宏" <y-takemura@takemura.co.jp>; "竹村 幸宏" <info@takemura.co.jp>  
件名: Fwd: お問い合わせ頂いた件(1908200300025)について(国土交通ホットラインステーション)

国土交通省からの返事転送します。

----- Forwarded message -----

From: <stationmaster-n2h5@mlit.go.jp>  
Date: 2019年8月28日(水) 14:56  
Subject: お問い合わせ頂いた件(1908200300025)について(国土交通ホットラインステーション)  
To: <yoakemaho@gmail.com>

西尾 様

国土交通ホットラインステーションをご利用いただき、ありがとうございます。  
また、日頃より国土交通行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

お問い合わせいただいた件につきまして、土地・建設産業局の回答をお送りいたします。

### 【回答】

「歩切り」は、自治体財政の健全化や公共事業費の削減を目的に、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定する等、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とすることを指します。

そのため、ご相談いただいた「業者が見積もった金額をそのまま『予定価格』としている」ことは歩切りには当たりません。

公共工事に関する設計において、業者の見積りを参考として活用すること自体はプロポーザル方式等で行われていることであり、それ自体が問題となるものではありません。  
しかし、公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下「品確法」という。)第7条第1項第1号において発注者の責務として予定価格の適正な設定が規定されております。また、品確法第9条に基づいて定められた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)において、「発注者が予定価格を定めるに当たっては、その元となる仕様書、設計書を現場の実態に即して適切に作成するとともに、経済社会情勢の変化により、市場における労務、資材、機材等の取引価格の変動に対応し、市場における最新の取引価格や施工の実態等を的確に反映した積算を行うものとする」としつつ、「経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引き上げを行わないよう留意することが必要である」とされております。

そのため、業者から受け取った見積りを活用して作成した予定価格が妥当であるという判断は、公共工事の発注者(地方公共団体)がその責務として行うことが求められます。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「入契法」という。)第17条に基づいて定められた「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(以下「適正化指針」という。)において、予定価格及びその積算内訳については、開札後ないし契約を締結した後、遅滞なく、公表することとされております。

上記事項については、品確法第10条、入契法第18条に基づき、基本方針又は適正化指針に従って措置を講ずる努力義務がかかっているところです。

つきましては、「市場の実勢等を的確に反映した積算」が行われているかを判断するにあたっては、当該地方自治体が締結している協定の内容や積算の内訳についてご確認頂きたいと思いま

す。

以上

今後とも、国土交通行政にご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

国土交通ホットラインステーション

東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL 03-5253-8111(代表)

03-5253-4150(直通)

投稿フォーム

[http://www1.mlit.go.jp/hotline/u\\_hotline\\_1503.html](http://www1.mlit.go.jp/hotline/u_hotline_1503.html)

※このメールは、回答専用アドレスから送信されています。  
(送信専用回線の為、こちらのメールアドレスに返信いただいても回答できません。)